毎週火・金曜日定例発行

千葉県報

定　例
令和８年１月16日

主要目次

告示
○地方自治法に基づく指定管理者の指定（七件）　一
○道路区域の変更（六件）　二
○地方自治法に基づく指定管理者の指定（二件）　四
○港湾法第五十六条の四第三項の規定による保管　四
○地方自治法に基づく指定管理者の指定　五
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可　六
教育委員会告示
○地方自治法に基づく指定管理者の指定（四件）　六
公告
○都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、都市計画区域区分並びに都市計画都市再開発の方針に関する千葉県都市計画公聴会の中止　七
○都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市計画区域区分に関する千葉県都市計画公聴会の中止　七
○都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、都市計画区域区分並びに都市計画都市再開発の方針に関する千葉県都市計画公聴会の中止（二件）　七
○都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市計画区域区分に関する千葉県都市計画公聴会の中止（二件）　七
○都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、都市計画区域区分並びに都市計画都市再開発の方針に関する千葉県都市計画公聴会の中止（二件）　七
○都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市計画区域区分に関する千葉県都市計画公聴会の中止（六件）　八
○都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の中止（二十五件）　八
○都市計画ごみ運搬用管路の関係図書の縦覧　一二
特定調達公告
○入札公告（三件）　一二

告示

千葉県告示第二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、千葉県社会福祉センターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊谷俊人

名称及び代表者の氏名	所在地	指定期間
アクティオ株式会社　代表取締役　淡野文孝	東京都目黒区東山一丁目五番四号ＫＤＸ中目黒ビル六階	令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

千葉県告示第二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、千葉県千葉リハビリテーションセンターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊谷俊人

名称及び代表者の氏名	所在地	指定期間
社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団　理事長　髙橋昌伸	千葉市緑区誉田町一丁目四五番二	令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

千葉県告示第二十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、千葉県文化会館及び青葉の森公園芸術文化ホールの指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊谷俊人

名称及び代表者の氏名	所在地	指定期間
公益財団法人千葉県文化振興財団　理事長　柳橋良造	千葉市中央区市場町一一番二号	令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

千葉県告示第二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、千葉県東総文化会館及び千葉県南総文化ホールの指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊谷俊人

名称及び代表者の氏名	所在地	指定期間
公益財団法人千葉県文化振興財	千葉市中央区市場町一一	令和八年四月一日か

団　理事長　柳橋良造	番二号	ら令和十三年三月三十一日まで

千葉県告示第二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、日本コンベンションセンター国際展示場の指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

名称及び代表者の氏名	所在地	指定期間
株式会社幕張メッセ　代表取締役社長　今清水浩介	千葉市美浜区中瀬二丁目一番	令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

千葉県告示第二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、千葉県東葛テクノプラザの指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

名称及び代表者の氏名	所在地	指定期間
公益財団法人千葉県産業振興センター　理事長　冨沢昇	千葉市美浜区中瀬二丁目六番地一	令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

千葉県告示第二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、かずさアカデミアホールの指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

名称及び代表者の氏名	所在地	指定期間
株式会社かずさアカデミアパーク　代表取締役　遠山誠一	木更津市かずさ鎌足二丁目三番地九	令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

千葉県告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び市原土木事務所において、令和八年一月十六日から三週間、縦覧に供する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

一　道路の種類　県道

二　路線名　南総姉崎線

三　変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
市原市立野字東沢二三六番二地先から二四一番一地先まで	前	一〇・八〇メートルから一五・一〇メートルまで	二七・八〇メートル
	後	一五・一〇メートルから一七・一〇メートルまで	二七・八〇メートル

千葉県告示第二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び東葛飾土木事務所において、令和八年一月十六日から三週間、縦覧に供する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

一　道路の種類　県道

二　路線名　千葉鎌ケ谷松戸線

三　変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長	摘要
鎌ケ谷市富岡一丁目五一七番一五六地先から初富本町二丁目四四五番七七地先まで	前	八・八一メートルから一一・四七メートルまで	一〇二・二〇メートル	九一・七六メートルは一般国道四百六十四号と、一四・三〇メートル
	後	九・三四メートルから一八・五八メートルまで	一〇二・二〇メートル	

千葉県告示第三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び東葛飾土木事務所において、令和八年一月十六日から三週間、縦覧に供する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　四百六十四号
三　変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
鎌ケ谷市初富本町一丁目五一四番一六地先から五一五番六地先まで	前	八・八五メートルから一六・四六メートルまで	二二一・一六メートル
	後	九・三四メートルから一八・五八メートルまで	二二一・一六メートル

摘要
船橋我孫子線は県道船橋我孫子線と重用となる。

千葉県告示第三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び東葛飾土木事務所において、令和八年一月十六日から三週間、縦覧に供する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

一　道路の種類　県道
二　路線名　船橋我孫子線
三　変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長	摘要
鎌ケ谷市初富本町一丁目五一四番一六地先から五一五番六地先まで	前	八・八五メートルから一六・四六メートルまで	二二一・一六メートル	一二七・七五メートルは、一般国道四百六十四号と重用となる。
	後	一一・二七メートルから一七・六三メートルまで	一二七・七五メートル	

千葉県告示第三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び山武土木事務所において、令和八年一月十六日から三週間、縦覧に供する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

一　道路の種類　県道
二　路線名　山田台大網白里線
三　変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
大網白里市細草字都谷一、三七四番二地先から一、三七四番四地先まで	前	七・〇〇メートルから七・〇〇メートルまで	一六・六五メートル
	後	七・〇〇メートルから一一・九五メートルまで	一六・六五メートル

千葉県告示第三十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び長生土木事務所において、令和八年一月十六日から三週間、縦覧に供する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

一　道路の種類　県道
二　路線名　南総一宮線

三　変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
長生郡長南町水沼字通畑一、七七九番一地先から字相川地一、四〇六番八地先まで	前	七・五二メートルから二四・〇二メートルまで	八二三・九五メートル
	後	一一・二八メートルから二二・三〇メートルまで	八二三・九五メートル

千葉県告示第三十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、千葉ポートパークの指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

名称及び代表者の氏名	所在地	指定期間
グリーン・アンド・ビーチ共同事業体　代表者　東急グリーンシステム株式会社　代表取締役　田中徹夫	神奈川県横浜市青葉区荏田町四八九番地一	令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

千葉県告示第三十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、船橋ボートパークの指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

名称及び代表者の氏名	所在地	指定期間
船橋市漁業協同組合　代表理事　組合長　中村繁久	船橋市湊町一丁目二四番六号	令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

千葉県告示第三十六号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の四第三項の規定により、同条第二項の規定により撤去した工作物等を次のとおり保管した。

なお、当該工作物等の保管に要した費用は、同条第八項の規定により、その返還を受けるべき所有者等その他同条第二項の規定により当該措置を命ずべき者の負担とする。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

一　工作物等の名称又は種類、形状及び数量等

番号	工作物等の名称又は種類、形状及び数量	工作物等の放置されていた場所	当該工作物等を撤去した日時
一	係留くい　木　一式	船橋市日の出一丁目五番一一〇地先の日の出水路の港湾区域内	令和七年七月十八日午前十一時
二	桟橋等　鉄及び木　一式	〃	令和七年七月十八日午後三時
三	桟橋等　鉄及び木　一式	〃	令和七年七月二十二日午前九時
四	石積み突堤　石　一式	船橋市日の出一丁目五番一一〇地先及び栄町一丁目二、七三〇番五四五地先の日の出水路の港湾区域内	令和七年七月二十二日午前九時
五	桟橋等　鉄及び木　一式	船橋市日の出一丁目五番一一〇地先の日の出水路の港湾区域内	令和七年七月二十二日午後二時
六	桟橋等　鉄及び木　一式	〃	令和七年七月二十二日午後三時
七	桟橋等　鉄及び木　一式	〃	令和七年七月二十三日午前八時
八	桟橋等　鉄及び木　一式	〃	令和七年七月二十三日午前八時
九	桟橋等　鉄及び木　一式	〃	令和七年七月二十三日午前九時
十	係留くい　木　一式	〃	令和七年七月二十三日午前九時
十一	係留くい　木　一式	〃	令和七年七月二十三日午前九時
十二	係留くい　木　一式	〃	令和七年七月二十三日午後二時

十三	係留くい　木　一式	〃	令和七年七月二十三日午後三時	
十四	係留くい　木　一式	〃	令和七年七月二十四日正午	
十五	係留くい　木　一式	船橋市栄町一丁目二、七三〇番五四五地先の日の出水路の港湾区域内	令和七年七月二十五日午前十時	
十六	桟橋等　鉄及び木一式	〃	令和七年七月二十五日午前十一時	
十七	係留くい　木　一式	〃	令和七年七月二十五日午後二時	
十八	船舶　沈船　一隻	船橋市日の出一丁目五番一一〇地先の日の出水路の港湾区域内	令和七年七月二十八日午前十時	
十九	船舶　沈船　一隻	〃	令和七年七月二十八日午前十一時	
二十	桟橋等　鉄及び木一式	〃	令和七年七月二十九日午前九時	
二十一	船舶　沈船　一隻	船橋市栄町一丁目二、七三〇番五四五地先の日の出水路の港湾区域内	令和七年七月二十九日午前十一時	
二十二	桟橋等　鉄及び木一式	船橋市日の出一丁目一番一地先の日の出水路の港湾区域内	令和七年七月二十九日午後一時	
二十三	船舶　沈船　一隻	〃	令和七年七月二十九日午後二時	
二十四	船舶　沈船　一隻	船橋市栄町一丁目二、七三〇番五四五地先の日の出水路の港湾区域内	令和七年七月二十九日午後二時	
二十五	船舶　沈船　一隻	〃	令和七年七月三十日午前八時	
二十六	船舶　沈船　一隻	〃	令和七年七月三十一日午後二時	
二十七	係留くい　木　一式	〃	令和七年七月三十一日午後二時	
二十八	船舶　沈船　一隻	〃	令和七年七月三十一日午後三時	
二十九	桟橋等　鉄及び木一式	船橋市日の出一丁目一番一地先の日の出水路の港湾区域内	令和七年八月一日午前九時	
三十	船舶　沈船　一隻	〃	令和七年八月四日午前九時	
三十一	船舶　沈船　一隻	〃	令和七年八月四日午前十時	
三十二	船舶　沈船　一隻	〃	令和七年八月四日午前十一時	
三十三	船舶　沈船　一隻	〃	令和七年八月四日午後二時	
三十四	船舶　沈船　一隻	〃	令和七年八月五日午前十時	
三十五	船舶　沈船　一隻	船橋市日の出一丁目五番一一〇地先の日の出水路の港湾区域内	令和七年八月五日正午	
三十六	船舶　沈船　一隻	船橋市栄町一丁目二、七三〇番二九地先の日の出水路の港湾区域内	令和七年八月五日午後四時	

二　工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

令和七年九月四日午前十時

船橋市浜町二丁目地先　浜町野積場

三　その他

工作物等の返還を受けようとする者は、氏名及び住所を証するため必要な書類並びに印鑑を持参の上、葛南港湾事務所まで来所すること。

千葉県告示第三十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、千葉県立八千代広域公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊谷　俊人

名称及び代表者の氏名	所在地	指定期間
公益財団法人八千代市地域振興	八千代市萱田町七二八番	令和八年四月一日か

財団　理事長　杉山智　　地　　ら令和十一年三月三十一日まで

千葉県告示第三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、茂原都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊谷俊人

一　施行者の名称
茂原市

二　都市計画事業の種類及び名称
茂原都市計画下水道事業茂原市第一号公共下水道

三　事業施行期間
昭和四十年十月二十三日から令和十四年三月三十一日まで

四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　昭和四十年建設省告示第三千三十五号、昭和四十四年建設省告示第千二百九十六号、昭和五十年千葉県告示第百九十二号、昭和五十五年千葉県告示第三百二十八号、昭和五十七年千葉県告示第三百四十六号、昭和五十九年千葉県告示第七百九十七号、昭和六十三年千葉県告示第六百八十三号、平成五年千葉県告示第二百四十一号、平成十年千葉県告示第三百七十八号、平成十三年千葉県告示第三百七十六号、平成十五年千葉県告示第六百十九号、平成十七年千葉県告示第二百九十九号、平成二十年千葉県告示第百九十二号、平成二十三年千葉県告示第二百七十一号、平成二十五年千葉県告示第五百九十六号、平成二十八年千葉県告示第七十号、令和三年千葉県告示第二百三十四号、令和五年千葉県告示第三百三号、令和六年千葉県告示第百三十四号及び令和七年千葉県告示第百九十一号の事業地に(一)に掲げる区域を加えた区域とし、当該事業地のうち(二)に掲げる地内において事業地を変更する。

(一)　茂原市高師字渋口の全部の区域並びに高師字五反目及び字地美の各一部の区域

(二)　茂原市高師字長荒、字井戸堀合及び字酒盛塚並びに小林字野中及び字南向田地内

教育委員会告示

千葉県教育委員会教育長告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、千葉県立手賀の丘青少年自然の家の指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月十六日

千葉県教育委員会教育長　杉野可愛

名称及び代表者の氏名	所在地	指定期間
アクティオ株式会社　代表取締役　淡野文孝	東京都目黒区東山一丁目五番四号　ＫＤＸ中目黒ビル六階	令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

千葉県教育委員会教育長告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、千葉県立水郷小見川青少年自然の家の指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月十六日

千葉県教育委員会教育長　杉野可愛

名称及び代表者の氏名	所在地	指定期間
小見川魅力づくり協働体　代表者　特定非営利活動法人国際自然大学校　理事長　佐藤初雄	東京都狛江市岩戸北四丁目一七番一一号	令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

千葉県教育委員会教育長告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、千葉県立君津亀山青少年自然の家の指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月十六日

千葉県教育委員会教育長　杉野可愛

名称及び代表者の氏名	所在地	指定期間
千葉自然学校グループ　代表者　特定非営利活動法人千葉自然学校　理事長　久保田康雄	千葉市中央区富士見二丁目三番一号　塚本大千葉ビル七階	令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

千葉県教育委員会教育長告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、千葉県立鴨川青少年自然の家の指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月十六日

千葉県教育委員会教育長　杉野可愛

公　告

名称及び代表者の氏名	所在地	指定期間
公益財団法人千葉県教育振興財団　理事長　植野英夫	四街道市鹿渡八〇九番地の二	令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、都市計画区域区分並びに都市計画都市再開発の方針に関する千葉県都市計画公聴会の中止

令和八年一月十八日に野田市役所八階大会議室（野田市鶴奉七番地の一）において開催予定の野田都市計画区域に係る都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（東葛・湾岸広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）、区域区分並びに都市再開発の方針に関する千葉県都市計画公聴会は、公述の申出がなかったので、その開催を中止する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊谷俊人

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市計画区域区分に関する千葉県都市計画公聴会の中止

令和八年一月十七日に流山市役所第二庁舎三階三〇一会議室及び三〇二会議室（流山市平和台一丁目一番地の一）において開催予定の流山都市計画区域に係る都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（東葛・湾岸広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）並びに区域区分に関する千葉県都市計画公聴会は、公述の申出がなかったので、その開催を中止する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊谷俊人

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、都市計画区域区分並びに都市計画都市再開発の方針に関する千葉県都市計画公聴会の中止

令和八年一月三十一日に松戸市役所議会棟三階特別委員会室（松戸市根本三八七番地の五）において開催予定の松戸都市計画区域に係る都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（東葛・湾岸広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）、区域区分並びに都市再開発の方針に関する千葉県都市計画公聴会は、公述の申出がなかったので、その開催を中止する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊谷俊人

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、都市計画区域区分並びに都市計画都市再開発の方針に関する千葉県都市計画公聴会の中止

令和八年一月十七日に柏市役所分庁舎二　二階第一会議室及び第二会議室（柏市柏二五五番地一）において開催予定の柏都市計画区域に係る都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（東葛・湾岸広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）、区域区分並びに都市再開発の方針に関する千葉県都市計画公聴会は、公述の申出がなかったので、その開催を中止する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊谷俊人

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市計画区域区分に関する千葉県都市計画公聴会の中止

令和八年一月三十一日に我孫子市役所議会棟一階第一委員会室（我孫子市我孫子一、八五八番地）において開催予定の我孫子都市計画区域に係る都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（東葛・湾岸広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）並びに区域区分に関する千葉県都市計画公聴会は、公述の申出がなかったので、その開催を中止する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊谷俊人

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市計画区域区分に関する千葉県都市計画公聴会の中止

令和八年一月十八日に浦安市文化会館三階第一会議室（浦安市猫実一丁目一番二号）において開催予定の浦安都市計画区域に係る都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（東葛・湾岸広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）並びに区域区分に関する千葉県都市計画公聴会は、公述の申出がなかったので、その開催を中止する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊谷俊人

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、都市計画区域区分並びに都市計画都市再開発の方針に関する千葉県都市計画公聴会の中止

令和八年一月十八日に市川市役所第一庁舎五階第一委員会室（市川市八幡一丁目一番一号）において開催予定の市川都市計画区域に係る都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（東葛・湾岸広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）、区域区分並びに都市再開発の方針に関する千葉県都市計画公聴会は、公述の申出がなかったので、その開催を中止する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊谷　俊人

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、都市計画区域区分並びに都市計画都市再開発の方針に関する千葉県都市計画公聴会の中止

令和八年一月二十四日に習志野市役所三階大会議室（習志野市鷺沼二丁目一番一号）において開催予定の習志野都市計画区域に係る都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（東葛・湾岸広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）、区域区分並びに都市再開発の方針に関する千葉県都市計画公聴会は、公述の申出がなかったので、その開催を中止する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊谷　俊人

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市計画区域区分に関する千葉県都市計画公聴会の中止

令和八年一月十七日に八千代市役所別館二階第一会議室及び第二会議室（八千代市大和田新田三一二番地の五）において開催予定の八千代都市計画区域に係る都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（東葛・湾岸広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）並びに区域区分に関する千葉県都市計画公聴会は、公述の申出がなかったので、その開催を中止する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊谷　俊人

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市計画区域区分に関する千葉県都市計画公聴会の中止

令和八年一月二十五日に白井市文化会館中ホール（白井市復一、一四八番地の八）において開催予定の印西都市計画区域に係る都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（印旛広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）並びに区域区分に関する千葉県都市計画公聴会は、公述の申出がなかったので、その開催を中止する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊谷　俊人

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市計画区域区分に関する千葉県都市計画公聴会の中止

令和八年一月二十四日に浦安市役所第一庁舎十階大会議室（浦安市猫実一丁目一番一号）において開催予定の浦安都市計画区域に係る都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（東葛・湾岸広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）並びに区域区分に関する千葉県都市計画公聴会は、公述の申出がなかったので、その開催を中止する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊谷　俊人

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市計画区域区分に関する千葉県都市計画公聴会の中止

令和八年一月二十四日に習志野市役所三階大会議室（習志野市鷺沼二丁目一番一号）において開催予定の習志野都市計画区域に係る都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（東葛・湾岸広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）、区域区分並びに都市再開発の方針に関する千葉県都市計画公聴会は、公述の申出がなかったので、その開催を中止する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊谷　俊人

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市計画区域区分に関する千葉県都市計画公聴会の中止

令和八年一月十七日に四街道市役所本庁舎本館一号棟四階第一委員会室及び第二委員会室（四街道市鹿渡無番地）において開催予定の四街道都市計画区域に係る都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（印旛広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）並びに区域区分に関する千葉県都市計画公聴会は、公述の申出がなかったので、その開催を中止する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊谷　俊人

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市計画区域区分に関する千葉県都市計画公聴会の中止

令和八年二月一日に君津市役所五階大会議室（君津市久保二丁目一三番一号）において開催予定の君津都市計画区域に係る都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（内房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）並びに区域区分に関する千葉県都市計画公聴会は、公述の申出がなかったので、その開催を中止する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊谷　俊人

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市計画区域区分に関する千葉県都市計画公聴会の中止

令和八年二月七日に大網白里市中部コミュニティセンター二階視聴覚室（大網白里市柿餅二六番地一）において開催予定の大網白里都市計画区域に係る都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（九十九里広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）並びに区域区分に関する千葉県都市計画公聴会は、公述の申出がなかったので、その開催を中止する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊谷　俊人

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会

の中止

令和八年二月一日に富津市役所五階五〇二会議室及び五〇三会議室（富津市下飯野二、四四三番地）において開催予定の大佐和都市計画区域に係る都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（内房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に関する千葉県都市計画公聴会は、公述の申出がなかったので、その開催を中止する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の中止

令和八年二月一日に成田市役所六階中会議室（成田市花崎町七六〇番地）において開催予定の下総大栄都市計画区域に係る都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（印旛広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に関する千葉県都市計画公聴会は、公述の申出がなかったので、その開催を中止する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の中止

令和八年一月十七日に香取市役所五階大会議室（香取市佐原口二、一二七番地）において開催予定の香取都市計画区域に係る都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（香取・東総広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に関する千葉県都市計画公聴会は、公述の申出がなかったので、その開催を中止する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の中止

令和八年二月七日に香取郡多古町役場三階大会議室（香取郡多古町多古五八四番地）において開催予定の多古都市計画区域に係る都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（香取・東総広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に関する千葉県都市計画公聴会は、公述の申出がなかったので、その開催を中止する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の中止

令和八年二月七日に香取郡東庄町役場一階会議室二（香取郡東庄町笹川い四、七一三番地一三一）において開催予定の東庄都市計画区域に係る都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（香取・東総広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に関する千葉県都市計画公聴会は、公述の申出がなかったので、その開催を中止する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の中止

令和八年一月十八日に匝瑳市民ふれあいセンター二階第三会議室（匝瑳市八日市場ハ七九三番地三五）において開催予定の八日市場都市計画区域に係る都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（香取・東総広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に関する千葉県都市計画公聴会は、公述の申出がなかったので、その開催を中止する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の中止

令和八年一月十五日に旭市役所一階市民ホール（旭市ニの二、一三二番地）において開催予定の旭都市計画区域に係る都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（香取・東総広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に関する千葉県都市計画公聴会は、公述の申出がなかったので、その開催を中止する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会

の中止

令和八年二月七日に八街市総合保健福祉センター三階大会議室（八街市八街ほ三五番地二九）において開催予定の八街都市計画区域に係る都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（印旛広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に関する千葉県都市計画公聴会は、公述の申出がなかったので、その開催を中止する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の中止

令和八年一月二十四日に山武郡芝山町役場南庁舎一階研修室一及び研修室二（山武郡芝山町小池九九二番地）において開催予定の芝山都市計画区域に係る都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（九十九里広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に関する千葉県都市計画公聴会は、公述の申出がなかったので、その開催を中止する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の中止

令和八年一月十八日に横芝光町町民会館一階大ホール（山武郡横芝光町宮川一一、九〇七番地二）において開催予定の横芝光都市計画区域に係る都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（九十九里広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に関する千葉県都市計画公聴会は、公述の申出がなかったので、その開催を中止する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の中止

令和八年一月二十五日に山武市役所本庁舎新館三階第五会議室（山武市殿台二九六番地）において開催予定のさんむ都市計画区域に係る都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（九十九里広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に関する千葉県都市計画公聴会は、公述の申出がなかったので、その開催を中止する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の中止

令和八年二月七日に東金中央コミュニティセンター講堂（東金市東岩崎一番地二〇）において開催予定の東金都市計画区域に係る都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（九十九里広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に関する千葉県都市計画公聴会は、公述の申出がなかったので、その開催を中止する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の中止

令和八年一月二十六日に山武郡芝山町役場南庁舎一階研修室一及び研修室二（山武郡芝山町小池九九二番地）において開催予定の芝山都市計画区域に係る都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（九十九里広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に関する千葉県都市計画公聴会は、公述の申出がなかったので、その開催を中止する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の中止

令和八年二月八日に茂原市役所一階市民室（茂原市道表一番地）において開催予定の茂原都市計画区域に係る都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（九十九里広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に関する千葉県都市計画公聴会は、公述の申出がなかったので、その開催を中止する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の中止

令和八年一月二十五日に山武市役所本庁舎新館三階第五会議室（山武市殿台二九六番地）において開催予定のさんむ都市計画区域に係る都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（九十九里広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に関する千葉県都市計画公聴会は、公述の申出がなかったので、その開催を中止する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の中止

令和八年一月十八日に横芝光町町民会館一階大ホール（山武郡横芝光町宮川一一、九〇七番地二）において開催予定の横芝光都市計画区域に係る都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（九十九里広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に関する千葉県都市計画公聴会は、公述の申出がなかったので、その開催を中止する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の中止

令和八年二月八日に茂原市役所一階市民室（茂原市道表一番地）において開催予定の茂原都市計画区域に係る都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（九十九里広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に関する千葉県都市計画公聴会は、公述の申出がなかったので、その開催を中止する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の中止

令和八年二月七日に東金中央コミュニティセンター講堂（東金市東岩崎一番地二〇）において開催予定の東金都市計画区域に係る都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（九十九里広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に関する千葉県都市計画公聴会は、公述の申出がなかったので、その開催を中止する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

の中止

令和八年一月二十五日に長生郡白子町役場二階第三会議室（長生郡白子町関五、〇七四番地の二）において開催予定の白子都市計画区域に係る都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（九十九里広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に関する千葉県都市計画公聴会は、公述の申出がなかったので、その開催を中止する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊谷俊人

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の中止

令和八年二月八日に長生村交流センター講堂（長生郡長生村岩沼八七四番地一）において開催予定の長生都市計画区域に係る都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（九十九里広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に関する千葉県都市計画公聴会は、公述の申出がなかったので、その開催を中止する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊谷俊人

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の中止

令和八年二月八日に一宮町中央公民館一階大会議室（長生郡一宮町一宮二、四六〇番地）において開催予定の一宮都市計画区域に係る都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（九十九里広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に関する千葉県都市計画公聴会は、公述の申出がなかったので、その開催を中止する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊谷俊人

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の中止

令和八年二月一日にいすみ市役所大原庁舎三階三〇一会議室（いすみ市大原七、四〇〇番地一）において開催予定のいすみ都市計画区域に係る都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（南房総・外房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に関する千葉県都市計画公聴会は、公述の申出がなかったので、その開催を中止する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊谷俊人

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の中止

令和八年二月一日に夷隅郡御宿町役場二階大会議室（夷隅郡御宿町須賀一、五二二番地）において開催予定の御宿都市計画区域に係る都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（南房総・外房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に関する千葉県都市計画公聴会は、公述の申出がなかったので、その開催を中止する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊谷俊人

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の中止

令和八年一月三十一日に勝浦市役所四階四〇一会議室（勝浦市新官一、三四三番地の一）において開催予定の勝浦都市計画区域に係る都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（南房総・外房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に関する千葉県都市計画公聴会は、公述の申出がなかったので、その開催を中止する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊谷俊人

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の中止

令和八年一月三十一日に鴨川市役所四階大会議室（鴨川市横渚一、四五〇番地）において開催予定の鴨川都市計画区域に係る都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（南房総・外房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に関する千葉県都市計画公聴会は、公述の申出がなかったので、その開催を中止する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊谷俊人

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会の中止

令和八年一月三十一日に鴨川市役所四階大会議室（鴨川市横渚一、四五〇番地）において開催予定の天津小湊都市計画区域に係る都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（南房総・外房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に関する千葉県都市計画公聴会は、公述の申出がなかったので、その開催を中止する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊谷俊人

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する千葉県都市計画公聴会

の中止

令和八年一月三十一日に館山市役所本館二階会議室（館山市北条一、一四五番地の一）において開催予定の館山都市計画区域に係る都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（南房総・外房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に関する千葉県都市計画公聴会は、公述の申出がなかったので、その開催を中止する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

都市計画ごみ運搬用管路の関係図書の縦覧

令和八年一月十六日千葉市の変更に係る千葉都市計画ごみ運搬用管路の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和八年一月十六日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

特定調達公告

（この特定調達公告に掲載される入札公告等は、ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。）

入札公告

別冊のとおり一般競争入札に付する。

令和８年１月16日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

入札公告

別冊のとおり一般競争入札に付する。

令和８年１月16日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

入札公告

別冊のとおり一般競争入札に付する。

令和８年１月16日

千葉県循環器病センター病院長　中　村　精　岳

購読料　本号（別冊を含む。）　一部　六〇円

発行者　千葉市中央区市場町一番一号　千葉県

購読申込先　〇四三（二二三）二六五八